

さふらん・ハラスメント防止方針

1. 目的 当社は、従業員が安心して働ける職場環境を提供することを目的し、職場におけるハラスメントを防止するための措置を講じます。

2. 対象

- ①セクシュアルハラスメント
- ②パワーハラスメント
- ③妊娠・育児休暇等に関する嫌がらせ
- ④その他の差別や嫌がらせ行為
- ⑤カスタマーハラスメント

3. 具体的な方針

★**ゼロトレランス方針** ハラスメント行為は一切容認されず、発見時には厳正に対処します。

★**教育と研修** 従業員全員にハラスメントに関する教育を実施し、意識向上を図ります。

★**相談窓口の設置** 信頼できる相談窓口を設け、従業員が気軽に相談できる環境を提供します。

★**プライバシーの保護** 相談者や関係者の個人情報 は 厳重に保護します。

★**公正な対応** 問題が発生した場合、事実確認を行い、公平な対応を徹底します。

4. 実施体制:

①ハラスメント防止委員会の設置

- ・ 管理者会議にハラスメント防止委員会を組み入れる
- ・ 委員長は、統括部長とする
- ・ 委員は、社長・エリア部長・管理者とする

②定期的な方針の見直しと改善

- ・ 問題が発生した場合は、速やかに委員会を招集し、対策を検討する
- ・ 管理者会議、サービス提供責任者会議、集合研修等での改善提案があった場合は、委員会を開催し検討する

③相談窓口は、各事業所の管理者とし、取り纏めは、社長とする

5. 周知方法

①サイボウズ office 活用による（メール・個人フォルダ・掲示板） 共有

②新人研修時及び毎月行う集合研修の場での説明

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。